

ここに
注目!

労働法令のポイント

その他の労働関係法令の最新動向は「労働法ナビ」の「News」で随時更新中
<https://www.rosei.jp/lawdb/>

安全衛生関係

「健康増進法の一部を改正する法律」について

平成30年7月18日に「健康増進法の一部を改正する法律案」が参議院本会議で可決・成立した。今回の改正は、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定めたものである。ここでは、その改正点について、解説する。

健康増進法の一部を改正する法律（平30.7.25 法律78）

蒲谷 崇 社会保険労務士(社会保険労務士法人みらいコンサルティング)

1. 改正の背景

これまでの健康増進法では、25条で「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない」とされ、自主的な取り組みを推進するものであった。

一方、世界的に見ると、世界の186カ国中、公衆の集まる場すべて（医療施設、行政機関、事業所、公共交通機関など8種類）に屋内全面禁煙義務の法律があるのは55カ国であるが、日本では、屋内全面禁煙義務の法律がないため、WHOの規制状況の区分では、世界最低レベルの分類となっており、これまでの努力義務による対策では不十分であった。

そのため、今回の改正では、望まない受動喫煙

を防止する観点から、原則屋内禁煙とした上で喫煙場所を設ける場合の全国統一的なルールを定め、義務に違反する場合については、都道府県知事等が指導、指導に従わない場合等には、義務違反の内容に応じて勧告、命令等を行い、改善が見られない場合、違反者に罰則（過料）が適用されることとなった。そして、今後、段階的に施行され、東京オリンピック・パラリンピック前の2020年4月に全面施行される。

2. 今回の主な改正点

[1] 基本的な考え方

(1) 「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に「望まない受動喫煙」をなくす。

(2)受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方が主たる利用者となる施設や屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。

(3)施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務づけなどの対策を講ずる。その際に、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。

[2]国および地方公共団体の責務等の追加

国および地方公共団体の責務として、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙に関する知識の普及や受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するように努めるとともに、多数の者が利用する施設を管理する者その他の関係者は、相互に連携を図りながら、協力するように努めることとされている。

[3]多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等

施設の類型・場所ごとの喫煙の禁止等について、以下①～⑤のとおりとされている。

- ①多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等
- ②都道府県知事等は、①に違反している者に対して、喫煙の中止等を命ずることができる
- ③旅館・ホテルの客室等、人の居住の用に供する場所は、①の適用除外とする
- ④喫煙をすることができる室には20歳未満の者を立ち入らせてはならないものとする
- ⑤屋外や家庭等において喫煙する際、望まない受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に配慮しなければならないものとする

改正後の多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止をまとめると、[図表]のとおりである。

なお、喫煙をすることができる場所については、喫煙が可能な旨の標識の掲示が必要となる。

[4]施設等の管理権原者等の責務等

施設等の管理権原者等は、喫煙が禁止された場所に喫煙器具・設備（灰皿等）を設置したり20歳未満の者を喫煙室に立ち入らせてはならない。立ち入らせた場合には、都道府県知事は、指導、勧告、命令等を行うことができ、改善が見られない場合には、罰則が適用されることとなる。

[5]従業員に対する受動喫煙の禁止

多数の者が利用する施設等では、施設等の類型・場所ごとに禁煙措置や喫煙場所の特定を行うこととされているが、喫煙可能場所のある施設の従業員の「望まない受動喫煙」を防止するため、以下の施策を講ずる必要がある。

(1)20歳未満の者(従業員含む)の立ち入り禁止

多数の者が利用する施設等の管理権原者等は、20歳未満の者（従業員を含む）を喫煙可能場所に立ち入らせてはならないこととする。

図表 改正後の喫煙の禁止ルール

施設等	取り扱い	備考
学校・病院・児童福祉施設等、行政機関、バス・タクシー・航空機	禁煙 (敷地内禁煙)	屋外に喫煙所を設置することができる
上記以外の旅客船・鉄道	原則屋内禁煙	屋内に喫煙室（喫煙のみ）、屋外に喫煙所、当分の間、加熱式たばこ席（飲食等も可）を設置することができる ホテル・旅館の客室は適用除外
事務所・商業施設		
ホテル・旅館（共用部）		
飲食店	新規店または経営規模の大きい店舗	個人または資本金500万円以下の中小企業が経営する客席面積100㎡以下の既存店
	既存店かつ経営規模の小さい店舗	

(2)関係者による受動喫煙防止のための措置

多数の者が利用する施設等では、施設等の管理権原者および事業者その他の関係者に受動喫煙を防止するための措置を講ずる努力義務等を設ける。その上で、これらの努力義務等に基づく対応の具体例を国のガイドラインにより示して助言指導を行うとともに、助成金等によりその取り組みを支援する。

また、今回の健康増進法とは別に関係省令等による措置とはなるが、従業員の募集を行う者に対しては、どのような受動喫煙対策を講じているか

について、募集や求人への申し込みの際に明示する義務が課されることになる。

3.実務上の対応

厚生労働省では、中小企業を対象に受動喫煙防止のための整備に対し助成金を出している。これらを活用しながら、従業員の健康のためにも、また法令遵守の観点からも喫煙室や排気装置の設置、従業員への受動喫煙防止対策の周知や、前述のとおり、従業員になろうとする者等への募集や求人への申し込みの際に受動喫煙対策の内容についての明示等、受動喫煙防止に関する対策を進める必要がある。

労働保険関係

平成30年8月1日以降の雇用保険における 基本手当・雇用継続給付の支給限度額等の見直し内容

雇用保険の基本手当は、離職者の賃金日額を基に算定される。賃金日額には上限額と下限額が設定されているが、「毎月勤労統計調査」による平均給与額（毎月決まって支給する給与の年度による平均額）の増減により、毎年8月1日に当該金額が見直される。今年も、平成29年度の平均定期給与額が前年度比で約0.57%増加したことから、賃金日額の上限額・下限額とも引き上げとなった。以下では、この賃金日額の見直し内容と、それに伴う基本手当、高年齢雇用継続給付等の雇用継続給付の支給限度額の変更等について解説する。

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第1条の4第5項から第7項までの規定に基づき同条第5項に規定する自動変更対象額を変更する件（平30. 7.31 厚労告292）

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第1条の4第9項の規定に基づき同条第8項に規定する控除額を変更する件（平30. 7.31 厚労告293）

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第57条の2第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率の一部を改正する件（平30. 7.31 厚労告295）

福本祐子 特定社会保険労務士(社会保険労務士法人みらいコンサルティング)

1.賃金日額・基本手当日額の変更

基本手当の日額は、賃金日額（原則として離職前6カ月間に支払われた賃金額を180で除した額）に50～80%（離職時の年齢が60～64歳は、45～80%）の給付率を乗じて得た額をいう。この

給付率は、賃金日額が低額な人ほど高く設定され、基本手当日額が過度に低くならないような仕組みとなっている。

賃金日額には上限額と下限額が設けられており、「毎月勤労統計調査」の平均定期給与額の増減に